嘉麻市ワンヘルス推進基本計画

2024.11.27

目次

計画の趣旨と期間……2
嘉麻市ワンヘルス推進宣言……3～4
「ワンヘルス」を推進するための６つの柱……5～11
市の対策方針……12～22
嘉麻市ワンヘルス実施計画……23～46

計画の趣旨と期間

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、生態系の劣化、人口増加、土地利用の変化、気候変動等によって動物と人との関係が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染可能になったものであるとされています。

こうした中で、人獣共通感染症を予防するために、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく総合的な取り組みが求められています。

本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るため、ワンヘルスの理念のもと、令和５年２月１日に嘉麻市ワンヘルス推進宣言をしました。

この宣言を実行するため本計画を定め、積極的に実践するとともに、福岡県行動計画に連携、協力してまいります。

基本計画の計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間で、実施計画は基本計画で体系化した各施策を具体化したもので、毎年度ローリング方式で見直しをします。

嘉麻市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、生態系の劣化、人口増加、土地利用の変化、気候変動等によって動物と人との関係が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が、様々なプロセスを経て人にも感染可能になったものであるとされています。

　こうした中で、人獣共通感染症を予防するために、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく総合的な取り組みが求められています。

　福岡県では、全国に先駆けて「福岡ワンヘルス推進基本条例」を制定しワンヘルスの理念の実践に関する課題に取り組むための基本理念、基本方針及びその基盤となる措置等に関し必要な事項を定めるとともに、行動計画を策定し、県民、事業者、関係団体の皆さんをはじめ、市町村、近隣自治体、国などと連携・協力し、この行動計画に基づく施策を着実に進めていき、「人と動物の健康および健全な環境が調和した社会」を目指しています。

　さらには、令和４年１０月にはワンヘルスの取り組みの実効性を確保するため、県や市町村、事業者、県民が担うべき責務を定めたワンヘルスの実践促進に関する条例を制定しております。

本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るため、ワンヘルスの理念のもと、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

記

１　ワンヘルス実践（人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取り組み）の基本方針を具体化する福岡県行動計画に連携し、協力するとともに、ワンヘルス実践施策を積極的に推進すること。
２　市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。

「ワンヘルス」を推進するための６つの柱

　人獣共通感染症、生物多様性の損失、地球温暖化といった、人と動物、そして環境の各分野にまたがる問題を解決するには、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るというワンヘルスの理念に基づく行動、そして活動が必要となります。
　ワンヘルスの理念に基づく行動及び活動は、行政や研究者、専門家等のみが行うものではなく、私たち一人一人がその理念を理解し、行うべきものです。
　具体的には、利便性や経済の発展に重きをおいた行動や活動を、人と動物の健康と環境の健全性に配慮したものに変えていく必要があります。
　本計画に掲げる施策や取組を展開することにより、市民及び事業者がワンヘルスの理念に基づき自主的に行動し、活動することで、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を構築し、これを次世代につないでいくことを目指します。
　ワンヘルスに係る各分野の課題を解決し、「目指す姿」を実現するために、次の６つの基本方針を設定しました。

１．人獣共通感染症対策
２．薬剤耐性菌対策
３．環境保護
４．人と動物の共生社会づくり
５．健康づくり
６．環境と人と動物のより良い関係づくり

１．人獣共通感染症対策

感染症とは、ウイルスや細菌などの病原体が人や動物の体内に入って起こる病気のことです。そのうち、動物から人へ、人から動物へ感染する感染症を「人獣共通感染症」といい、人の感染症の約６０％を占めると言われています。

感染症は、次の３つの要因がそろうことで起こるため、各要因に対する対策が必要となります。

感染源・・・感染症の原因となる病原体を保有し、人や動物に感染させることができる動物や食べ物など

感染経路・・・病原体が感染源から宿主へ移動する方法。感染している人のくしゃみや咳からでる病原体を含むしぶき（飛沫）を吸い込むことで感染する飛沫感染、手に付いた病原体が口などから入り感染する接触感染などがあります。

宿主・・・病原体が体内に侵入し、寄生されたり、共生される生物。宿主の生物体内で病原体が定着・増殖することにより、感染は成立します。

２． 薬剤耐性菌対策

細菌による感染症の場合、その細菌を死滅させたり、増加を抑えるには、抗菌薬（抗生物質）を使用することが有効です。

しかし、十分な効果を期待するには、１回の服用量や服用期間量を適切に守る必要があります。この服用量や期間などを守らないと、目的の細菌を死滅させることができないだけではなく、体内の他の細菌を死滅させ、抗菌薬に対して抵抗力（耐性）を獲得した「薬剤耐性菌」を発生させる原因となります。

この「薬剤耐性菌」による感染症が発生した場合、これまで使用していた抗菌薬が効かないため、治療が困難となります。

今、この「薬剤耐性菌」が増加する一方、新たな抗菌薬の開発が減少していることが世界的に問題となっています。

また、抗菌薬は、家畜などの動物にも使用されており、畜産現場でも「薬剤耐性菌」が発生し、環境への汚染や、畜産物や農産物を介して人へ拡がることも問題となっています。

そこで、世界保健機関（WHO）は平成２７年（２０１５年）に薬剤耐性菌対策に取り組む決議（グローバル・アクション・プラン）を定め、加盟国に対し、各国の薬剤耐性菌対策進めることを要請しました。日本でも、平成２８年（２０１６年）に薬剤耐性対策アクションプランを定め、その取組みを進めています。

３．環境保護

　近年のグローバル化や大量消費・大量生産は、人や動物にとって貴重な森林や生態系を破壊し、地球温暖化等の気候変動の一因となっています。その影響は、気温上昇だけでなく、生態系の変化など、様々な問題を引き起こすことが懸念されています。

　また、大規模な森林伐採や都市開発は、これまで、人間社会と触れ合う機会のなかった野生動物が保有していた病原体と、人が遭遇するきっかけを作ったとされています。

　自然環境は、人を含む様々な生物が生きる場です。生態系を守り、人と動物とのすみ分けが保たれてこそ、人と動物の健康を保つことができます。そして、健全で豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことも重要なことです。

４．人と動物の共生社会づくり

少子高齢社会の中で、犬や猫などの愛玩動物は、人の心を癒し、家族の一員となる等、重要な存在となっています。

また、災害救助犬や盲導犬等、その特性を活かし、人のために働き、社会活動の様々な場面で活用されている動物もいます。

一方で、安易な飼養や虐待、遺棄等が問題となっています。また、飼養動物との過度なふれあいや不適切な管理等により、愛玩動物を介して共通感染症に感染する事例も発生しています。

人と動物との関係をより良く保つためには、動物の生態や本能、習性をよく理解することが大切です。また、動物をペットとして飼う場合や社会で活用する場合は、健康管理などを含んだ飼い方等を十分に知っておく必要があります。

野生動物については、その生態や習性を理解したうえで、一定の距離を保つ等、適切な関わり方を行うことが重要です。

5．健康づくり

WHO憲章によると「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされている状態のこと」（日本WHO和訳）と定義されています。

例えば、多様な動植物に囲まれた自然の中で気晴らしに散歩をしたり、スポーツなどの趣味を楽しみ、家族や友人と過ごすことは、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人を元気にする力があります。

健康づくりには、人や動物が、身体的、精神的、社会的に満たされた状態で過ごすことができるよう生活環境を整え、誰もがスポーツなどの趣味を様々な形で楽しんだり、調和のとれた自然環境と多様や動植物との関係の中で、主体的に健康を維持していくことが大切です。

６．環境と人と動物のより良い関係づくり

　私たちの健康は、健全な環境の下で生産された健康な家畜その他の安全な農林水産物等を食べることにより維持されています。

　安全な米や野菜等を作るには、化学物質等に汚染されていない水や土（農地）等、健全な自然環境が必要となります。

　肉や卵、牛乳などの畜産物は、動物の「いのち」から生まれますので、牛や豚、鶏などが健康に育つよう、その飼育環境や餌の安全性にも配慮する必要があります。

　畑や農地のある里山は、様々な動植物が生息しており、私たちの身近な自然環境の維持に貢献しています。私たちが、地元の新鮮な野菜を食べることでも、身近な環境を保つことにつながります。

　納豆やチーズなどの発酵食品は、微生物の働きで作られています。また、動物の体内には消化を助ける微生物も存在します。微生物は、環境と人と動物の間で行き来し、健全な環境を保つ役割を担っています。このように、感染症の原因となる一方で、人や動物、環境に必要となる微生物が存在します。

　私たちが安全な農林水産物を食べていくには、このような「食」に対する知識を持ち、農林水産物が生産されている環境等へ関心を持つことも大切なことの一つです。

市の対策方針

１． 人獣共通感染症対策

　人と動物及び環境の各分野の専門家などと連携し、感染源、感染経路及び宿主それぞれに対する対策を研究し、必要な対策を進めていきます。

　人獣共通感染症の発生予防とまん延防止を図るため、市民一人一人が、日頃から手洗いなど基本的な感染予防対策を行うとともに、動物との適切な関わり方を理解し、行動するよう、こうした知識の普及啓発を行います。

発生予防

- 連携体制の構築
- 市民への正しい情報の提供
- 家畜伝染病予防対策
- 狂犬病予防対策
- 愛玩動物の感染症対策
- 食中毒予防対策

まん延防止

- 市民への正しい情報提供
- ワクチン接種の推進
- 家畜伝染病対策
- 従事者の健康調査
- 獣医師からの届出の周知徹底
- 狂犬病対策
- 飼養鳥の感染症対策

２．薬剤耐性菌対策

　市民や県内の医療、獣医療、農林水産業等各分野への普及啓発、国の動向調査への協力や、県内の状況を把握し、必要な対策の指標とする動向調査、監視、各分野における感染予防対策の向上を図る感染予防、管理、各分野における抗微生物剤の適正使用の４点について、国・県と連携して取組を進めます。

発生予防

- **愛玩動物における動向調査、監視**
- **河川水における動向調査、監視**

動向調査、監視

- **ワクチン接種の推進**
- **家畜と愛玩動物の感染予防対策の推進**
- **食品衛生対策の推進**

３．環境保護

「福岡県生物多様性戦略」に基づき、生物多様性の保全に関する取組を推進します。

「福岡県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減や既に現れている現象や中長期的に避けられない影響に対して適応するための取組を進めます。

良好な大気環境の確保、流域の特性に応じた水環境の保全と健全な水循環の確保、土壌環境の保全などに取り組みます。

生物多様性の保全

- **希少野生生物の保護の推進**　**・外来種の防除に関する普及啓発**　**・重要地域の保全**
- **野生鳥獣の保護及び管理**　**・環境影響評価制度の適切な運用**
- **自然公園等の施設整備**　**・生物多様性に配慮した公共工事の推進**
- **生物多様性に配慮した農林水産業の推進**
- **里地里山における野生動物の生息状況等調査**　**・里地里山里海の適切な利用と管理**

地球温暖化対策

①　温室効果ガスの排出削減（緩和策）

・省エネルギー対策の強化　・再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進

・循環型社会の推進

②　温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）

・森林の整備・保全　・市民参加の森林づくりの推進

・緑地の適切な保全及び緑地空間の創出等による地域緑化の推進

・ＣＯ2 固定のための県産木材の長期的利用

③　気候変動の影響への適応（適応策）

・熱中症予防について、ホームページ、SNS 等を活用した普及意喚起

・自然災害と感染症の複合災害発生時の安全確保

大気・水・土壌環境保全対策

・大気汚染防止対策　・水環境の監視体制の整備　・水質保全対策
・土壌環境保全対策

普及啓発

・生物多様性への関心や理解を深める取組の推進　・地球温暖化対策の普及啓発
・環境教育の推進　・浄化槽の整備促進や維持管理の適正化の推進

４．人と動物の共生社会づくり

愛玩動物と触れ合うことは、人の心の健康や生活の質の向上に貢献することもあることから、医療、福祉、教育等、様々な分野でその活用を進めていきます。

愛玩動物について、終生飼養や不妊去勢手術の実施など適正飼養の普及啓発等を推進します。

災害発生時に、災害救助犬を活用した人の救護体制や、愛玩動物の避難や救護等を迅速に実施できる体制の整備を進めていきます。

野生動物に関する生態や行動について、市民の理解を深め、適切な関係性を維持する必要があるため、野生動物の個体数の管理等とともに、緩衝帯となる里地里山や、生息域となる森林等の保全、回復を推進します。

人と愛玩動物の関係性の向上

- **動物愛護と適正飼養等の普及啓発**
- **飼い主に対する所有明示措置の推進**
- **動物愛護教育の推進**
- **地域猫活動の推進**
- **犬及び猫の引取り数削減と譲渡促進**
- **様々な分野における愛玩動物の活用**

災害発生時等に備えた体制整備

・犬や猫の飼い主等への普及啓発

・被災動物の保護及び同行避難についての地域防災計画等への反映

・関係機関等との連携

人と野生動物の共存

・鳥獣被害防止対策　・ジビエの消費拡大　・森林の整備・保全

・中山間・過疎地域の振興

５．健康づくり

人や動物が、身体的、精神的、社会的に満たされた状態で過ごすことができるよう、自然とのふれあい活動を推進するとともに、自然とのふれあいの場として、自然公園等を整備していきます。

誰もがスポーツ等の趣味を様々な形で楽しむことができるよう、また調和のとれた自然環境と多様や動植物との関係の中で主体的に生きていくことができるよう支援していきます。

医療や福祉、教育等様々な分野において、愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくりを推進していきます。

自然とのふれあいを通じた健康づくり

・豊かな自然環境を体感できる自然公園づくりとふれあい活動の推進

・都市公園や森林公園におけるふれあい活動の推進と緑豊かな環境の形成

・河川におけるふれあい活動の推進　・里山の整備・保全活動の支援

・スポーツや運動への参加促進　・自然を生かした街づくりの推進

愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり

- アニマルセラピーの普及啓発
- 様々な分野におけるアニマルセラピーの活用の検討
- 都市公園におけるドッグランなどの整備や維持管理

６．環境と人と動物のより良い関係づくり

人や動物の健康を維持するために、健全な環境の下での農林水産物の生産を推進します。

人の健康に有益な働きをする微生物の活用を図ります。

食の安全・安心や環境への負荷の軽減にもつながる「地産地消」及び農林水産物への理解向上につながる「食育」を推進していきます。

生産及び消費における環境負荷を低減するため、環境に配慮した農業や、家畜飼養等を推進していきます。

健全な環境下における安全な農林水産物の生産等

・GAP の取組推進　・農薬の適正使用の推進　・食肉の安全確保

・家畜衛生の推進　・中山間地域の振興

生産・消費における環境への負荷の低減

・環境に配慮した農林水産業の推進　・食品ロスの削減

地産地消・食育の推進

・農林水産業への理解促進　・学校、地域及び家庭における食育の推進
・農林水産業への体験・親しむ機会の拡大、市産食材の利用拡大の促進

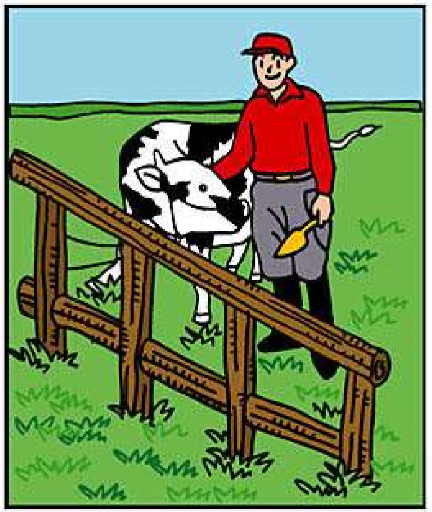

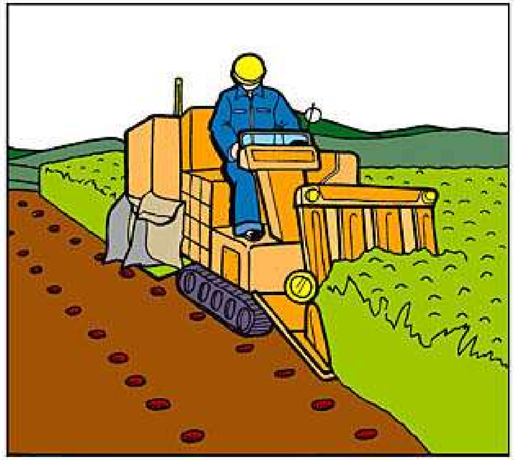

FUKUOKA ONE HEALTH

嘉麻市ワンヘルス実施計画

基本方針	項目	事業課	頁
人獣共通感染症対策	感染症予防対策	健康課	25～26
	食中毒予防対策	健康課	27
	狂犬病予防	環境課	28
	研究開発、創薬、普及啓発	総合政策課	29
	家畜伝染病予防	農林振興課	30
薬剤耐性菌対策	家畜伝染病予防対策	農林振興課	31
環境保護	熱中症予防対策	健康課	32
	浄化槽設置整備の促進	環境課	33
	ごみ削減の推進	環境課	34
	荒廃森林整備対策	農林振興課	35
	市有林適正管理対策	農林振興課	36
人と動物の 共生社会づくり	ワンヘルス学びの場づくり	環境課	37
	鳥獣被害防止対策	農林振興課	38
健康づくり	運動習慣の獲得による健康増進	健康課	39
	都市公園や森林公園におけるふれあい活動の推進と緑豊かな環境の形成	学校教育課	40
	スポーツや運動への参加促進	学校教育課	41
	ふれあい活動の推進	産業振興課	42
環境と人と動物の より良い関係づくり	消費における環境への負荷の低減	環境課	43
	河川の水質や生態系に関する啓発	環境課	44
	学校、地域及び家庭における食育の推進	学校教育課	45
	有益な昆虫・微生物の活用	総合政策課	46

基本方針（ １　人獣共通感染症対策 ）

感染症予防対策（健康課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
歯周病検診受診率の向上	6.5% （対象者1,808人中117人受診）	8％以上

○　取り組み目標

病原体の排除や侵入経路の遮断、免疫力の向上のため、日頃から手洗い・咳エチケット等の基本的な感染防止対策の徹底について啓発を行うとともに、口腔衛生意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資するよう努めます。

○　取り組み事項

・全身の健康にも影響を与える歯周病について、広報紙等を活用した正しい知識の普及・啓発

・歯周病検診対象者への効果的な受診勧奨の実施

基本方針（ １　人獣共通感染症対策 ）

感染症予防対策（健康課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
新型コロナワクチン予防接種接種率の維持	５９．２％ （特例臨時接種下における令和５年度秋開始接種：６５歳以上の接種率）	維持 （接種希望者が円滑に接種できる体制の維持）

○　取り組み目標

人獣共通感染症の一つである新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、令和６年度以降、６５歳以上の高齢者等を対象とした定期接種として位置付けられました。

日頃から、手洗い・咳エチケット等の基本的な感染防止対策の徹底について啓発を行うとともに、罹患した場合の重症化予防のためのワクチン接種ついて適切に周知を行うことで、希望する方が接種機会を逃すことのないよう取り組みます。

○　取り組み事項

・広報紙等を活用したていねいな制度周知

・実施医療機関との適切な連携による円滑実施

基本方針（ １　人獣共通感染症対策 ）

食中毒予防対策（健康課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
食中毒予防の正しい知識の普及・啓発による県内発生件数の減少	８７件（患者７７９人、死者1人）（令和５年 厚生労働省食中毒統計資料）	減少

○　取り組み目標

命にかかわる食中毒の予防について、市民への正しい知識の普及・啓発を丁寧に行うことで、県全体の食中毒発生件数の減少に資することを目標とします。

○　取り組み事項

・嘉麻市食生活改善推進会との連携による、食中毒予防の普及・啓発

・男性料理教室等、調理を伴う健康増進事業における食中毒予防の普及・啓発

・市広報紙等を活用した、家庭における食中毒予防の普及・啓発

基本方針（　１　人獣共通感染症対策　）

狂犬病予防（環境課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
狂犬病予防注射 接種率の向上	69.1％	70％以上を維持

○　取り組み目標

狂犬病蔓延防止のために、世界保健機関（WHO）の勧告によると、犬の狂犬病は、ワクチン接種率が 70％であれば 96.5％の確率で流行を阻止できるとしています。

本市では、狂犬病蔓延防止のためにワクチン接種率70％以上を維持します。

○　取り組み事項

・予防注射接種の促進

・登録原簿の整理

・死亡届のオンライン化

基本方針（　１　人獣共通感染症対策　）

研究開発、創薬、普及啓発（総合政策課）

〇　計画年度

令和７年度～令和１１度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
―	―	―

〇　取り組み目標

昆虫を活用した新産業を創出及び関連企業、研究機関の拠点を形成し、産学官連携による研究開発等を推進します。

〇　取り組み事項

・大学との共同研究案件の創出

・昆虫産業の事業者との実証研究等の連携

・地域資源の掘り起こし、未利用資源の活用

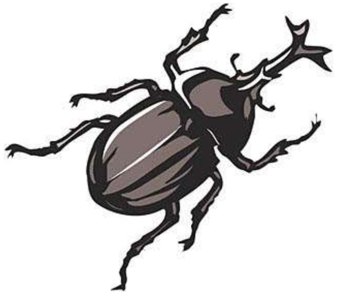

基本方針（ １　人獣共通感染症対策 ）

家畜伝染病予防（農林振興課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
家畜伝染病の発生予防 発生時のまん延防止	・県及び北部家畜保健所との連携、対応 ・連携機関と畜産経営者に対して飼養に係る衛生管理の動向調査を実施し、実施結果の共有、監視体制を構築。 ・連携機関主催会議への出席、防疫演習等への参加。	・現状地に同じ

○　取り組み目標

発生予防とまん延防止を図る。

○　取り組み事項

・家畜における動向調査、監視

・家畜の感染予防対策の推進

・福岡県北部家畜保健衛生所との連携

基本方針（ ２　薬剤耐性菌対策 ）

家畜伝染病予防対策（農林振興課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
家畜伝染病の発生予防 発生時のまん延防止	・県及び北部家畜保健所との連携、対応 ・連携機関と畜産経営者に対して飼養に係る衛生管理の動向調査を実施し、実施結果の共有、監視体制を構築。 ・連携機関主催会議への出席、防疫演習等への参加。	・現状値に同じ

○　取り組み目標

家畜伝染病の発生予防やまん延防止を図る。

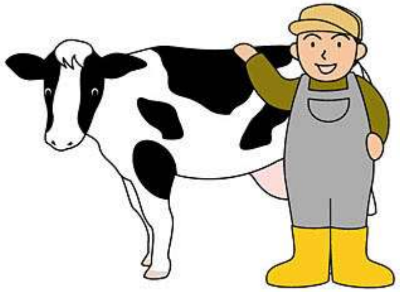

○　取り組み事項

・抗微生物剤の適正使用の推進

・市民や県内の獣医療、農林水産業等各分野への普及啓発

・国の動向調査への協力や、県内の状況を把握し、必要な対策の指標とする動向調査、監視

基本方針（ 3　環境保護 ）

熱中症予防対策（健康課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
熱中症予防の正しい知識の普及啓発による傷病者発生件数の減少	２９件（令和５年度熱中症による救急搬送件数：飯塚地区消防本部調べ）	減少

○　取り組み目標

熱中症は、すべての世代の生命や生活に直結する深刻な問題です。
熱中症予防について、市民への正しい知識の普及・啓発を行い、熱中症傷病者の減少を目指します。

○　取り組み事項

・市広報紙等を活用した、熱中症予防の普及・啓発

・既存事業を活用した在宅高齢者への個別の注意喚起

・改正気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の設置

基本方針（ ３　環境保護 ）

浄化槽設置整備の促進（環境課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
汚水処理人口普及率の向上	52.7%	64.7%

○　取り組み目標

水質汚濁の原因である生活雑排水の対策として、合併処理浄化槽の設置整備を促進し、汚水処理人口普及率の向上に取り組みます。

○　取り組み事項

・住宅に合併処理浄化槽を設置した者に対し補助金を交付

・広報誌、ＨＰで補助金制度の周知、浄化槽の普及啓発

基本方針（ ３　環境保護 ）

ごみ削減の推進（環境課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
生ごみ処理容器等購入費 補助金交付件数	21件	25件

○　取り組み目標

ごみの収集及び運搬は多くのエネルギーを消費し、地球温暖化の原因のひとつとなっています。
本市では生ごみ処理容器等購入費補助金を交付することで、家庭から排出される
ごみの量を減らし、二酸化炭素排出の削減に資するよう取り組んでいます。

○　取り組み事項

・広報による周知

・ホームページにおける申請様式の掲載

基本方針（ ３　環境保護 ）

荒廃森林整備対策（農林振興課）

○　計画年度

令和５年度～令和９年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
荒廃森林整備事業	48.77ha	240.46ha

○　取り組み目標

長期間手入れされずに放置され、荒廃し公益的機能が低下した森林が増加し、また、集中豪雨などの異常気象が多発する傾向にあり、荒廃した森林からの大規模な土砂流出等の災害発生が懸念されている。本事業は、次世代へ健全な森林を引き継ぐために、このような荒廃した森林に間伐や植栽等の整備を実施することで、その公益的機能の回復を図る。

○　取り組み事項

・地域計画対象民有林のうち、私有林の人工林で森林経営計画地や荒廃森林整備地を除いて長期間管理がされていない森林の所有者に意向調査を実施する。

・意向調査で管理の委託を希望した所有者の森林に対し、荒廃森林整備事業などへの接続を図るために、特定調査を実施する。

・荒廃森林整備のための協定締結取得を推進する。

基本方針（ ３　環境保護 ）

市有林適正管理対策（農林振興課）

○　計画年度

令和２年度～令和１１年度（未定）

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和１１年度）
市有林再生事業	48ha	98ha

○　取り組み目標

嘉麻市が保有する森林法5条が適応される森林のうち、森林経営計画等の施業計画をたて整備を実施している森林を除いた長年適正な管理がされていない森林について現状を調査し、必要により間伐等の整備を実施することで隣接する私有林の整備を促進し、もって市内森林の一体的な公益的機能の再生を図る。

○　取り組み事項

・令和２年度、３年度、４年度において約２３０haの特定調査を行い、そのうち整備対象面積は約１５６haであった。令和２年度から森林環境譲与税を利用して間伐等の整備を実施しており、予算の範囲内で年に１０ha程度、整備を進めている。

基本方針（ ４　人と動物の共生社会づくり ）

ワンヘルス学びの場づくり（環境課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
ワンヘルス啓発施設の設置	0 施設	1 施設

○　取り組み目標

ワンヘルスについて理解を深めていただくことを目的として、市内の施設が、ワンヘルスを学び、体験できる施設「福岡県ワンヘルス啓発施設」として福岡県の認定を受けることを目指します。

○　取り組み事項

・自然の中で、人と野生動物の共存や人と愛玩動物の関係性の向上などワンヘルスを学び、体験できる施設として福岡県の認定する「福岡県ワンヘルス啓発施設」を設置します。

基本方針（ ４　人と動物の共生社会づくり ）

鳥獣被害防止対策（農林振興課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度（令和８年度まで）

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和８年度）
地元住民等から寄せられる農作物等の被害状況や目撃情報を基に、猟友会員で組織した鳥獣被害対策実施隊が捕獲予定区域を決定し、銃器及びわなによる有害鳥獣の捕獲を適宜実施する。	・捕獲計画数　4,450頭(羽) ・実施隊員数　　72名 ・広域捕獲活動　年2回	・現状値に同じ

○　取り組み目標

農産物や市民生活に被害を及ぼしている有害鳥獣を、国・県・隣接市町・関係団体と連携し、広域での駆除や侵入防止柵の設置により被害減少を図る。

○　取り組み事項

・有害鳥獣駆除員による捕獲の実施

・侵入防止柵の整備

・広域捕獲活動の実施

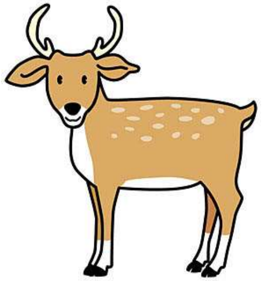

基本方針（ ５　健康づくり ）

運動習慣の獲得による健康増進（健康課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
稲築保健センター健康増進室 利用者の増	延べ6,289人	増加

○　取り組み目標

運動指導士の処方に基づく効果的な運動プログラムによる運動習慣の獲得により、健康の保持増進に資することを目標とします。

○　取り組み事項

・骨粗鬆症検診後の要精密者を新規利用につなげるための工夫

・特定保健指導対象者を新規利用につなげるための工夫

・市広報紙や保健事業を活用した健康増進室の周知広報

基本方針（ ５　健康づくり ）

都市公園や森林公園におけるふれあい活動の推進と緑豊かな環境の形成（学校教育課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
自然体験活動（動物とのふれあい活動も含む）の実施	年１回以上（各学年）の実施	年１回以上（各学年）の実施

○　取り組み目標

遠足や宿泊体験及び生活科等における自然体験活動（動物とのふれあい活動を含む）を通して、身体的・精神的な健康の保持・増進を図ります。

自然界の様々な生物や現象に対する観察力や好奇心を育てるとともに、自然の美しさや脆弱さに触れ、環境保護の重要性を理解し、持続可能な行動がとれるように、自然体験活動を年１回以上（各学年）実施します。

○　取り組み事項

・自然体験活動の実施計画作成

基本方針（　５　健康づくり　）

スポーツや運動への参加促進（学校教育課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
「１校１取組」の実施 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小５）・（中２）【※】	実施 （小５）４９．７ （中２）５３．３	実施 （小５）全国平均値(50)以上 （中２）全国平均値(50)以上

【※】新体力テスト実技調査Ｔ得点

○　取り組み目標

スポーツや運動への参加促進に向け、嘉麻市立全小・中・義務教育学校において、「１校１取組」を実施し、学校の実情に応じた、独自性のある体力向上に向けた取組を展開します。

小学校５年生については、全国平均値以上をめざし、中学校２年生については、全国平均値以上を維持します。

○　取り組み事項

・「１校１取組」の計画書及び報告書の作成

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の集約

基本方針（ ５　健康づくり ）

ふれあい活動の推進（産業振興課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
アウトドアイベント件数	9	１２

○　取り組み目標

豊かな自然環境を体感できるふれあい活動の推進

○　取り組み事項

・アウトドアシティ宣言に基づく、アウトドアイベント（嘉麻ヒュッゲやシャワークライミング等）の体験機会の提供

基本方針（ ６　環境と人と動物のより良い関係づくり ）

消費における環境への負荷の低減（環境課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
食品ロスに対する啓発	－	－

○　取り組み目標

食品ロスを少なくすることで、環境への負荷低減に寄与します。

○　取り組み事項

・ホームページによる啓発

・市役所におけるフードドライブの設置

・「３０・１０（さんまる・いちまる）運動」の啓発

（宴会初めの３０分間と終わりの１０分間は着席して食事を楽しみ、食品ロスを減らす運動）

基本方針（ ６　環境と人と動物のより良い関係づくり ）

河川の水質や生態系に関する啓発（環境課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
市内小学生を対象とした河川環境に関する出前講座の実施	年０回実施	年１回以上実施

○　取り組み目標

河川の水質や生態系に関する授業や体験活動を通して、水環境や河川流域生態系の興味、関心の向上を図るとともに、自然環境における河川の重要性とその影響力について理解し、持続可能な行動をとってもらえるよう、出前講座を年１回以上実施します。

○　取り組み事項

・出前講座の計画と実施

基本方針（ ６　環境と人と動物のより良い関係づくり ）

学校、地域及び家庭における食育の推進（学校教育課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１年度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
朝食摂取率［全国学力・学習状況調査：児童質問紙（小６）・（中３）］	（小６）９４．３％ （中２）９２．０％	（小６）９８％ （中２）９７％
地場産食材利用率	３２．９％	３０％以上【※】

【※】農林水産省：第３次食育推進基本計画目標値

○　取り組み目標

食事の重要性や栄養のバランス、地域の食材等についての理解を図ります。また、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりすることができるようにするとともに、食や地域の食材、生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた望ましい人間関係が形成できるようにします。

朝食摂取率を向上し、地場産食材利用率を維持します。

○　取り組み事項

・食に関する指導の全体計画、食に関する年間指導計画の作成

基本方針（ 6　環境と人と動物のより良い関係づくり ）

有益な昆虫・微生物の活用（総合政策課）

○　計画年度

令和７年度～令和１１度

指標名	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
－	－	－

○　取り組み目標

昆虫及び微生物を活用し、持続可能なサイクルによる新産業創出によって、環境への負荷軽減を目指します。

○　取り組み事項

・大学との共同研究案件の創出

・昆虫産業の事業者との実証研究等の連携

・地域資源の掘り起こし、未利用資源の活用

FUKUOKA
ONE HEALTH